

子育て世帯への臨時特別給付金について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、子育て世帯への生活支援を行うため、国制度に基づき給付金を支給します。

支給方法についてお知らせ（令和3年12月22日）

本給付近の支給については、年内に先行給付金として現金5万円を給付し、来年の春に向けて5万円相当のクーポンを基本とした給付を行うこととなっておりましたが、地方自治体の実情に応じ、現金給付も可能とする方針が示されました。

大潟村においては、住民の利便性を第一に考え、5万円相当のクーポン給付をクーポンではなく現金支給として対応することとし、児童1人につき先行給付金5万円と合わせて、10万円を現金で一括支給します。

1. 支給対象児童

- ①令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）支給対象となる児童
- ②平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童（高校生※）
- ③令和3年9月1日から令和4年3月31日までの間に出生し、児童手当（特例給付を除く）支給対象となる児童（新生児）

※高校に在学していない社会人等も対象。婚姻している方は対象外。

2. 支給対象者

支給対象児童の保護者のうち生計を維持する程度の高い方

- ①令和3年9月分の児童手当（特例給付を除く）受給者
- ②令和3年9月30日時点で高校生を養育している方
- ③新生児に係る児童手当（特例給付を除く）受給者

※高校に在学していない社会人等も対象。婚姻している方は対象外。

3. 支給額

支給対象児童1人あたり**現金10万円**

4. 申請方法等

申請が不要な方

次の①～③に該当する方は申請が不要です。

- ①大潟村から令和3年9月分の児童手当を受給した方
- ②令和3年11月30日までに新生児の児童手当認定請求書を提出された方
- ③大潟村で令和2年度の所得情報及び口座情報を把握できる方

・申請が不要な方には令和3年12月15日付け発送「**令和3年度子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）についてのお知らせ**」（以下「プッシュ型支給通知」）が届きます。

・プッシュ型支給通知が届いたら、内容を確認し、給付金の受給を辞退する場合、口座情報等に変更がある場合は、通知に記載された期限までに届出を提出してください。

・期限までに提出がないときは、通知に記載された口座に給付金を振り込みます。

※迅速な支給を行うため、児童手当関係情報、令和2年度大潟村子育て世帯臨時支援金支給情報を活用しています。

申請が必要な方

プッシュ型支給通知が届かない、以下の方は原則**申請書の提出が必要です**。

- ・村外に住所を有する高校生を養育している方
- ・勤務先から児童手当を受給している公務員
- ・新生児分の児童手当受給者 等

○申請手続

申請書に添付書類（必要な添付書類は記載要領に記載しています）を添付し、申請してください。

○申請期間 令和3年12月15日～令和4年4月10日

※新生児は出生届出時にご案内します。

※申請先は支給対象者の9月30日時点の住所地市町村（児童の住所地ではない）となります。様式は自治体ごとに異なりますので、大潟村以外の場合は当該市町村へお問い合わせください。

※支給対象と見込まれる方には、申請書の提出について通知を送付しております。プッシュ型支給通知・申請の通知がいずれも届かないが、ご自身が支給対象者であると見込まれる方は、大潟村福祉保健課にお問い合わせください。

5. 通知の発送・支給状況等 ※12月28日現在

◆令和3年9月分児童手当受給者

◆新生児に係る児童手当受給者（11月30日までに児童手当の認定請求手続きを終えた方）

◆高校生のみ養育世帯

通知発送日：12月15日（プッシュ型支給通知）

届出提出日期限：12月24日

支給予定日：12月28日

※同一世帯に高校生がいる場合は高校生分も含めて支給します。

◆村外に住所を有する高校生を養育している方

◆新生児に係る児童手当受給者（12月15日までに児童手当の認定請求手続きを終えた方）

◆児童手当受給者（公務員）

通知発送日：12月15日（申請のご案内通知）

届出提出日期限：1月14日

支給予定日：12月28日（12月24日までの申請）

1月20日（1月14日までに申請分）

6. その他

●配偶者から暴力を理由に避難している方

配偶者からの暴力を理由に児童と一緒に避難している場合、避難先で給付金を受け取れる場合があります。配偶

者に給付金が支給される前に手続きを行う必要がありますので、避難先市町村へなるべく早く申し出てください。

●給付金の支給を受けた後に、支給対象者の要件に該当しないことが判明した場合や、偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた場合は、支給した給付金を返還していただく必要があります。

●給付金の支給を受けた後に、修正申告により児童手当の所得制限限度額以上になった場合は、大潟村福祉保健課までご連絡ください。

参考：児童手当の所得制限限度額

扶養親族等の数	所得制限限度額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3
1人	660	875.6
2人	698	917.8
3人	736	960
4人	774	1002
5人	812	1040

※扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族の数です。

※所得税法に規定する同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族がある者についての限度額（所得額ベース）は上記の額に当該同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額です。

※扶養親族の数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（付与親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限る）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額です。

※「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで、目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

●振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。給付金の支給のためにATMの操作をお願いすることや、手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。万が一、不審な電話がかかってきた場合には、お住まいの市町村や最寄りの警察にご連絡ください。

問い合わせ先

大潟村役場福祉保健課

TEL 0185-45-2114 FAX 0185-45-2162